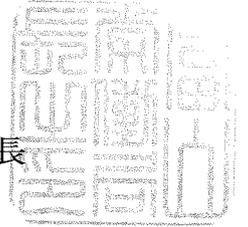


富労発基 1110 第 2 号
平成 29 年 11 月 10 日

建設業労働災害防止協会富山県支部長 殿

富山労働局長



平成 29 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間の実施について

晩秋の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富山県内における平成 29 年の労働災害による死亡者数は、10 月末現在で 9 件発生しており、去年同期を 1 人下回っているものの、死傷者数は、10 月末現在において 928 人となり、去年同期に比べ 81 人 (9.6%) 増加しています。

これから年末年始をひかえ、労働災害の増加が懸念される場所ですが、どのような情勢下にあっても、労働災害はあってはならないものであり、これらのような重大な労働災害の増加に歯止めをかけるためには、関係者が一丸となって、さらに一層の労働災害防止対策の強化を図る必要があります。

このため、当局におきまして、労働災害の発生要因が増大する年末年始における労働災害の撲滅に向けて、平成 29 年 12 月 11 日 (月) から平成 30 年 1 月 20 日 (土) までの間を「年末・年始労働災害防止対策強化期間」として別添の実施要綱を定め、期間中における労働災害防止対策の徹底を推進することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、傘下会員事業場における労働災害防止対策の取組について徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。